

平成 27 年 8 月 5 日

市内指定居宅介護支援事業所 御中

名古屋市健康福祉局
高齢福祉部地域ケア推進課長

平成 27 年 7 月 24 日開催の「高齢者いきいき相談室」事業説明会
における質問への回答について

見出しの事業説明会におきまして回答を保留にしましたご質問につきまして、
次のとおり回答しますのでよろしく申し上げます。

また、この回答のほか、高齢者いきいき相談室に関する Q A を N A G O Y A
かいごネット（「高齢者福祉なんでも相談所」のページ）へ掲載する予定で
すので、申し添えます。

質問	回答
高齢者いきいき相談室運営マニュアルに記載の「当該相談により契約に至るものを含む」とあるが、当該相談では契約締結には至らないが、契約に向けての相談である場合は、「契約に至るもの」を含むのか。	質問の場合は「契約に至るもの」を含む。 「当該相談により契約に至るもの」は、当該相談で契約締結に至るものや、当該相談では契約締結には至らないが今後契約締結に至ると判断されるもの。

地域ケア推進課 野口、丹羽 電話 052-972-2549
E-Mail : a2549@kenkofukushi.city.nagoya.lg.jp